

学校の新しい生活様式

【県立友部特別支援学校版】

本ガイドラインは、文部科学省「学校の新しい生活様式」・県教育委員会からの学校再開ガイドライン（基本型）【特別支援学校版】等に基づき、友部特別支援学校の運営上、取るべき「新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方」、「登下校」、「学習指導」、「学校給食」、「寄宿舎」、「部活動」、「学校行事」、「教職員の勤務における留意点」、「放課後等デイサービスとの連携」、「来校者の対応」について、基本的な方針を示したものです。



令和5年5月22日

県立友部特別支援学校における学校の新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

(1) 手洗い

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。(※洗面所等への石けんの確保を徹底する)
- ・外から教室等に入る時、トイレの後、給食の前後、掃除の後、共有のものを触った時、鼻をかんだ時等、こまめに行う。
- ・特に、手洗いが難しい児童生徒（以下「児童等」という）には、アルコールを含んだ手指消毒液（ワンプッシュ 3ml 程度の量が必要）を使用する。（アルコールを含んだ手指消毒液を使用し十分な殺菌効果を得るためには 70%の濃度が必要）
- ※児童等がアルコール手指消毒液の誤飲をすることがないように設置場所について留意する。
- ・一人で手洗いや手指消毒液を使用することが難しい児童等に対しては、教職員が使い捨て手袋を使用して消毒液を擦り込むとよい。（使い捨て手袋は、蓋のあるゴミ箱に捨てる）
- ・授業前後等の手洗いの時間を確保するため、必要に応じて授業時間をずらすなど、学校の実情に応じてトイレや手洗い場が密集しないよう工夫する。
- ・手洗いや手指消毒を頻回に行うため、必要に応じて個人所有のハンドクリーム（届け出不要）を使用する等の保湿対策を行うとよい。一人でハンドクリームを塗ることができない児童等の介助には、使い捨て手袋または綿棒を使用するとよい。手袋と綿棒は持参してもらう。
- ・こまめに手洗いをするため、ハンカチは複数枚、使用後のハンカチを入れるためにビニール袋を持参してもらう。
- ・教職員や学校に出入りする関係者には、手洗い及び手指消毒を各自願います。

(2) マスクの着用

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。但し、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないようにする。また、学校の教育活動では、換気、手洗、身体的距離の確保（前後 1 m 左右 50 cm を目安）や飛沫対策（大声の会話を控える等）等の感染症対策を図る。

(3) 換気

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。(※廊下側と窓側を対角に開けると効率的に換気ができる。窓を開ける幅は 10 cm から 20 cm 程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫をする。廊下の窓を開けることも必要である。)
- ・冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや季節性のインフルエンザが流行する時期でもあることから、適当な換気を行う。
- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、児童等の校内での保温、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ・常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに)数分間程度、窓を全開にする。
- ・教室内では、2方向の窓を広く開ける。(※対角線上の窓を開けることが効果的)
- ・窓のない部屋は、入り口を開ける、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・授業中も、2方向の窓やドアを開ける、換気扇を用いるなどで換気に配慮する。

- ・冷房使用時においても一定間隔で換気の時間を設定する。
- ・換気によりWBGT値（暑さ指数）が上昇する場合には、温度のみにとられず適切に冷房設備を使用し、熱中症対策にも留意する。

(4) 消毒（清掃）

文部科学省が発出した衛生管理マニュアルにおいては、学校生活の中で、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることから、一般的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により、清潔な空間を保ち、健康な生活により、児童等の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要と示されたところであるが、障害の状態等により、手洗いが難しい児童等もいることを考慮し、必要に応じて最低限の範囲（例：共有部分のみ放課後に軽く拭き取りするなど）で以下の通り消毒する。

- ・ドアノブ、手すり、水道蛇口、スイッチなどの多くの児童等が触れる箇所及び児童生徒が共有して使用する教材教具については、消毒液（希釈した次亜塩素ナトリウム水溶液、アルコール、酸性電解水）を浸した布巾やペーパータオルでふく。
- ・清掃・消毒の際には、換気を十分に行う。

(5) 健康管理

- ・学校全体で児童等の健康状態を確認できる体制を確保する。
- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び体調管理を徹底する。
- ・咳や発熱等の風邪症状がみられる児童等及び教職員は、自宅で休養することを徹底する。

※児童等の出欠の取扱いについては、発熱等を考慮し対応を検討する。

- ・登校後は、必要に応じて、検温、健康観察を行い、手洗い、手指の消毒等を行う。
- ・咳や発熱等の体調不良の児童等がいる場合には、他の児童等と接触しないよう注意して保健室に連れていき、他の児童等と接触しないよう別室対応とするなど配慮し、保護者に連絡をして安全に帰宅させるとともに、症状がなくなるまで自宅休養することを徹底する。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
- ・37.5度以上で保護者に連絡をし、早退する。
- ・各自水筒を持参し、水分補給をする等の熱中症対策を徹底する。

(6) 出席の判断

ア 感染が疑われる場合

- ・PCR検査を受けた者は、結果が判明するまで出席停止とする。
→ 検査を受けること及び検査の結果等について把握すること。

イ 感染者が出た場合

- ・感染者（患者）は、完治するまで定められた期間を出席停止とする。
- ・学校は、感染者の校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学年や部、又は学校全体での臨時休業措置について、設置者（県教育委員会）と協議する。

2 登下校について

- ・スクールバス車内では、着用を希望する場合を除き、原則的にマスクの着用を求めない。
- ・公共交通機関等感染リスクの増大が予想される場合にはマスク着用を奨励することがある。
- ・分散登校の期間は、運行日に教職員による添乗を行い、乗車する児童等を把握するとともに、健康状態の確認をする場合がある。
- ・中・高等部の更衣室利用については、教材室や教室を更衣室として利用し更衣室の数を確保する。また、更衣室で着替える人数を制限し、時間差で着替える等の対策をとる。
- ・医療的ケア対象児及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童等の登校については、家庭及び主治医や学校医等と相談の上、登校の判断をする。

3 学習指導に関すること

(1) 基本的な考え方

- ・手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、身体的距離を確保して実施する。
 - ・手洗いや咳エチケット等の感染症対策の必要性や具体的な方法等について、児童等の実態に応じた指導を行う。
 - ・児童等同士の距離を前後 1 m 左右 50 cm 程度保つように席を配置し、可能な限り児童等同士の接触を避ける。
 - ・特に、児童等と近距離又は身体に接触して指導する必要がある場合には、必ず指導前後に手洗いをする。
 - ・調理実習など必要に応じ教材・教具を個別に用意する。
 - ・体育などで運動する際には、人との距離を 1メートル以上確保して実施する。
 - ・学習活動において更衣が必要な場合には、3密を避けた環境となるよう時間や場所を工夫する。
 - ・感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い学習活動などについては、その時々^の感染状況に応じて、実施について検討し、実施する際には可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。但し、ウイルスの変性により感染性・伝播性が強くなった場合（オミクロン株等）、以下の学習活動の実施は慎重に検討する。
- <例：文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より>
- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ・図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ・体育及び保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ・合唱を行う場合には、人との距離を前後方向及び左右方向ともにできるだけ前後 1 m 左右 50 cm を目安に空け、常時換気を原則とする。飛沫感染に留意し、近距離での大声を避ける。
※令和 2 年 12 月 8 日付け 2 文科初第 1327 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照
 - ・特に、自立活動の指導については、児童等と接触するなど感染リスクの高い学習活動もあることから、個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討する等の見直しを行い、適切な配慮を行った上で実施する。
 - ・通常の授業においても、ICT を効果的に利用し、学年・学級を超えた授業や交流及び共同学習をはじめ、登校に不安のある児童等への支援等に同時双方向型オンライン授業を取り入れるなど、新型コロナウイルス感染症感染拡大に備えた指導・支援体制を一層強化するとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びを継続的に保障するため、関係職員が連携・協力し、今後の教育活動をさらに充実できるよう、積極的な取組を行う。
 - ・新型コロナウイルス感染拡大時には、必要に応じて授業の動画配信等 ICT を活用して家庭学習に取り組むことができるように努める。

4 学校給食について

(1) 給食の時間の留意事項について

ア 準備

- ・給食前には、必ず流水と石けんでの手洗いを行い、手指の消毒を行う。
- ・着席後に、手指の消毒を行う。
- ・配膳テーブルや机をアルコールを含んだ消毒液または酸性電解水で拭く。
- ・感染状況等を考慮し、必要に応じて児童生徒が配膳できるようにする。
- ・給食の配膳を行う教職員や給食当番の健康観察を行う。

- ・衛生的な服装を徹底する。(エプロン、三角巾、マスクの着用)
- ・配膳時は、会話をせずに、可能な限り1メートル程度の間隔を空けて一人ずつ順番に食品を取るなど、各部、児童等の発達年齢等状況に応じた配慮を行う。
- ・盛り付けの際は、同じトング等の使い回しをしないようにする。おかずや汁物の盛り付けの際は、衛生及び感染予防に配慮する。
- ・児童等が牛乳等(パン、麺、デザート等)を取りに行ってもよい。並び方や一方通行にするなど工夫する。

イ 会食時

- ・会食時は、座席の間隔を1メートル程度離し、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、必要に応じて飛沫防止ガードを使用するなどの対応を行う。
- ・指導上、机を向かい合わせる必要がある場合には、距離を十分に確保する。
- ・会食中は、マスクを外しているため、机の上に個人のティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・外したマスクは、机の上には置かない。
- ・感染状況等を考慮し、児童等の食事の介助をする教職員は、マスク着用に加え、必要に応じてフェイスシールドや使い捨ての手袋をするなどして、介助に専念する。

ウ 食後の後片付け等

- ・食器等の後片付けを行う際には、マスクを着用し、人との間隔を十分に空けて行う。
- ・片付け後は、手洗い、手指の消毒、配膳台や機の消毒を行う。
- ・仕上げ磨き等、児童等への身体接触及び過度の身体的近接を伴う歯磨き指導は、飛沫感染の予防の観点から原則的に実施しない。但し、口腔衛生上仕上げ磨き等が必要な場合等、教育上必要な場合には、部主事が部会等で精査の上、管理職と協議し実施を決定することとする。その際には、マスク・フェイスシールド・使い捨ての手袋を着用し、児童等の側方から実施することで飛沫感染を予防する。(歯磨き指導については、日本学校歯科医会の資料を参照)
- ・歯ブラシの消毒を行う。(酸性電解水等ですすぐ)
- ・歯磨き終了後、流しの消毒を行う。

(2) 学校給食施設等に関すること

学校給食の実施については、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を遵守する。

ア 給食の提供

- ・調理場内の施設・設備等の十分な洗浄・消毒を行う。
- ・食品納入業者(牛乳、パン等)にも、白衣・帽子・マスク着用、手指消毒を徹底させる。
- ・学校給食従事者(受配校の配膳員及び配送者職員含む)の健康状況等の確認及び記録を確実に行う。また、体調等に変化があった場合には、作業中であっても衛生管理責任者等に申し出ることなどを徹底する。
- ・学校給食従事者(受配校の配膳員及び配送者職員含む)が休憩する場所は、3密にならない対策(部屋の換気、向かい合せにならない食事、マスクを着用した会話等)を行う。
- ・献立の作成及び調理作業は、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生的な作業工程及び作業動線となるよう配慮する。
- ・調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理終了後2時間以内に喫食できるよう、関係機関と連携を図り、適切に対応する。

イ 夏季の衛生管理等について

- ・高温多湿の夏季の給食の提供については、傷みにくい献立にして細菌の繁殖等が起こらないようにするなど、衛生管理に十分留意する。また、冷蔵保管および冷凍保管する必要がある食品については、常温放置しないよう十分留意する。
- ・学校給食従事者(受配校の配膳員及び配送職員を含む)の熱中症対策を十分に講じる。

5 寄宿舎について

- ・学校における感染症対策を踏まえ、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設

における新型コロナウイルス対応ガイドライン」も参考にし感染症対策を行う。
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2021. 11. 22Ver. 7）P. 74 から 76 参照

6 部活動について

- ・実施に当たっては、感染状況を踏まえて生徒同士が密集せず、一定の距離をとって行うことができる活動ができるように工夫をする。
- ・屋内で活動する場合には、ドアを広く開け、換気をしながら実施する。
- ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、不必要に使い回しをしない。
- ・運動するときには、マスクを外し、人との距離を前後 1 m 左右 50 cm を目安に確保して実施する。
- ・更衣が必要な場合には、3 密を避けた環境となるよう時間や場所を工夫する。

7 学校行事の実施について

- ・学校行事は、学校生活に潤いや秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を踏まえ、実施時期等について十分に検討し、計画する。
- ・修学旅行等、泊を伴う活動については、学校における感染症対策のほかに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（令和 2 年 6 月 3 日公表、同 23 日第 2 版）等を参考にしつつ、旅行者等と連携して学校の実情に応じて実施する。（遠足、宿泊学習等も同様）

8 教職員の勤務における留意点

- ・教職員においては、児童等と同様、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないように配慮する。
- ・風邪症状などの健康管理に取り組む。
なお、新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱い等については、令和 5 年 5 月 8 日付け教総第 209 号によるものとする。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（前後 1 m 左右 50 cm を目安）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- ・職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、特別教室や空き教室等を活用して職員が校内で分散勤務する。
- ・職員会議等を行う際には、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システムを活用する。

9 放課後デイサービス事業所等との連携

- ・下校前には、必要に応じて健康状態について申し送りをするとともに、発熱等の症状がある場合には、保護者の迎えまで学校で対応する。
- ・児童等の実態に応じた手洗いや咳エチケット等の感染症対策への指導・支援方法等についての情報を共有し、共通理解を図る。

10 来校者の対応

- ・来校者は、事務室で受付を行い、各自検温及び手指の消毒を行う。必要がある場合には、相談室、小会議室等管理棟内で対応する。
- ・施設等の販売は、生徒昇降口付近（ピット）で行う。

11 新型コロナワクチンに関する留意点

- ・ワクチン接種は、原則的に本人の意思や保護者の同意で行うものであり、様々な理由により接種できない若しくはしない人への差別やいじめがないように配慮する。

- ・ ワクチン接種歴の把握の際には目的の説明と本人や保護者の同意を得ること。また、個人情報に十分配慮すること。

<参考資料>

○令和2年3月24日付元文科初第1780号

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」

○令和2年5月1日付2文科初第222号

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」

○令和2年5月21日付事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活

動の再開等に関するQ & Aの送付について（5月21日時点）

- 令和2年5月21日付事務連絡
「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
- 令和2年5月22日付事務連絡
「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」
- 令和2年5月22日付事務連絡
「今年度における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 5. 22Ver.1）
- 令和2年6月16日付事務連絡
「今年度における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 6. 16Ver.2）
- 令和2年6月19日付2文科初第451号
「特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通知）」
- 令和2年6月19日付事務連絡
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」
- 令和2年8月6日付事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 8. 6Ver.3）
- 令和2年9月3日付事務連絡
「学校再開ガイドライン（基本型）県立特別支援学校版（令和2年8月31日時点）」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 9. 3Ver.4）
- 令和3年2月19日付通知
「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」
- 令和2年12月3日付事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 12. 3Ver.5）
- 令和2年6月19日通知
「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組
（令和2年6月19日版）」
- 令和2年9月3日付事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 9. 3Ver.4）
- 一般社団法人日本旅館協会によって作成
「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（2020. 5. 14）
- 日本旅行業協会
「旅行関連における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」
（2020. 6. 3）
- 令和2年12月3日付事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 12. 3Ver.5）
- 令和2年12月8日付2文科初第1327号
「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
- 令和3年4月20日
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について（周知）
文部科学省初等中等教育局健康教育課・食育課
- 令和3年4月20日
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた県立特別支援学校における今後の対応について
（通知）学校教育課特別支援教育課

- 令和3年12月14日
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2021.11.22VER.7）」の一部修正について（事務連絡）
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
- 令和3年12月14日
「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改定について（通知）
学校教育部特別新教育
- 令和4年1月25日
「新型コロナウイルス感染症の陽性者が校内で発生した場合の対応の変更について」（通知）
学校教育部特別支援教育課
- 令和4年2月1日
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
- 令和4年2月4日
「新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した学校関連施設における検査一時停止について」（通知）
学校教育部特別支援教育課
- 令和4年2月8日
「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）
学校教育部特別支援教育課
- 令和4年2月14日
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
- 令和4年4月1日
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2022.4.1VER.8）」
文部科学省
- 令和4年6月13日
「県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の改訂について（通知）」
学校教育部特別支援教育課長
- 令和4年8月9日
「新型コロナウイルスへの感染が確認された者への対応等について」
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
- 令和4年8月23日
「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」
茨城県教育庁学校教育部保健体育課
- 令和5年3月20日
「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）」
茨城県教育庁学校教育部保健体育課長

